

各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金交付要綱

(令和2年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業（以下「臨時休業」という。）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯における放課後等デイサービス（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）に係る利用者負担の増加に対し、予算の範囲内で特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、放課後等デイサービスを提供する事業者とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げる事業で臨時休業の期間（令和2年3月2日から同月26日まで及び同年4月6日から同年5月31日までに限る。）中に提供された放課後等デイサービスに係るものとする。

- (1) 臨時休業に伴い新たに障害児通所給付費（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費をいう。）の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合の利用料（実費負担を除く。以下同じ。）の全額を保護者に請求しない事業
- (2) 臨時休業の開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い当初の利用予定日数より多くの放課後等デイサービスを利用したものについて、利用の増に伴い増加した利用料の差額の全額を保護者に請求しない事業
- (3) 臨時休業の開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業の終了後の単価から休業日の単価に切り替わることにより増加した利用料の差額の全額を保護者に請求しない事業
- (4) 臨時休業に伴い営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援

に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算の算定単位数が臨時休業の開始前より増加したことによる利用料の差額の全額を保護者に請求しない事業

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる事業として保護者に請求しなかった利用料の金額の合計額とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（関係書類の保存）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（手続の省略）

第9条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（守秘義務）

第10条 補助事業者及びその従事者は、補助事業により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年3月2日以後に提供された放課後等デイサービスについて適用する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

㊞

各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
支援事業費補助金交付申請書

次のとおり、各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金の交付を受けたいので、各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____円

2 対象となる放課後等デイサービスの提供期間

年 月 日～ 年 月 日

各務原市指令 第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金については、各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業は、年 月 日付けで申請のあった各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に記載されたとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

_____ 円

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

印

各務原市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、
交付を受けたいので次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

事業者名		
所在地		
電話番号		
F A X		
振 込 口 座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	口座の種類	当座 ・ 普通
	口座番号	